

一法人複数大学に関連する『「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針』の改訂案

※朱書き部分が改訂箇所

## 開示すべきセグメント情報関連

Q40-1 「一定のセグメント情報」とは具体的に何を示すのか。その開示は具体的にどうするのか。

A

1 セグメント情報は、基本的な財務諸表では得られない損益や資産に関する事業の内訳について補足的情報を提供することによって、財務諸表の利用者に有用な情報を提供することを目的として作成するものである。国立大学法人等においては、各法人間における比較可能性の確保の観点から、「一定のセグメント情報」については共通に開示する必要があるものとされている。

2 国立大学法人に共通に開示すべきセグメント区分としては、学部、研究科、附属病院、附属学校等が考えられるところであるが、学内の資源配分（予算・人員配置・資産等）の可視化を促進する観点から少なくとも下記を有する全ての国立大学法人において「一定のセグメント情報」として共通に開示する取扱いとする。

(1) 附属病院

(2) 共同利用・共同研究拠点

(3) 附属学校

(4) 産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等

なお、附属病院、共同利用・共同研究拠点は、各拠点ごとに開示する必要があるが、附属学校は、複数の学校がある場合、それらを一括して「附属学校セグメント」とすることも差し支えない。

また、2以上の国立大学を設置する国立大学法人における、共通に開示すべき「一定のセグメント情報」は、上記セグメント区分と同様であり、原則として大学ごとに開示する取扱いとする。

3 ~~また~~大学共同利用機関法人においては、法人化に際して研究所を統合して機構となった経緯及び個々の研究所が研究活動の基礎として情報開示を行う単位として適当であると考えられることから、各法人を構成する研究所単位でセグメント情報を開示する取扱いとする。

4 「一定のセグメント情報」に加えて、その他のセグメント区分を設定し開示することは妨げられるものではない。むしろ、注解36第1項の「国立大学法人等は、…企業会計で求められるよりも詳細なセグメントに係る財務情報を開示することが求められる。」の趣旨に鑑み、各法人がそれぞれ適切と考えるセグメント区分を設定し、積極的に開示していく必要がある。

5 セグメント情報を開示する場合は、当該セグメントにおいて行われる一切の活動に係る損益及び帰属資産について表示することとする。ただし、社会通念上、当該セグメントに当然にあるべき施設以外の施設がある場合には、合理的な基準により当該施設に係るものを除外する等、当該セグメントにおける活動の実態を開示するため実情に即した補正を行う必要がある。

6 特に、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、附属病院の業務範囲としては、診療業務、診療業務を基礎として行われる教育業務、臨床試験（治験）、病理部やプロジェクト研究等の附属病院において実施することが組織として意思決定され、組織又はプロジェクトとして実施される研究業務及び附属病院における管理業務を対象とする。なお、学内予算が附属病院以外に計上されていても、附属病院セグメントの業務に要する経費などは対象となる。

- 7 また、附属病院に係るセグメント情報を開示する場合、法人移行時に係る固有の会計処理等に起因して生じ、利用者の判断に際して誤解を与えるおそれがあるものが含まれていると考えられるため、附属病院における活動区分ごとの資金状況を事業報告書において開示し、附属病院の経営状況をより適切に示す必要がある。
- 8 産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等に係るセグメント情報を開示する場合、その対象範囲は下記の場合が考えられる。
- (1) 平成24年度一般会計補正予算(第一号)による政府出資金及び運営費交付金を受けている大学(業務費用)
- ① 当該運営費交付金を財源として発生した経費
  - ② 当該政府出資金を財源として認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行ったことにより得られる財務収益を財源として発生した経費
  - ③ 当該政府出資金及び運営費交付金の運用により得られる利息等を財源として発生した経費
- (業務収益)
- ① 当該運営費交付金を財源として発生した経費の見返りとなる収益
  - ② 当該政府出資金を財源として認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行ったことにより発生した財務収益
  - ③ 当該政府出資金及び運営費交付金の運用により得られる利息等
- (2) 上記(1)以外の財源で産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が認定特定研究成果活用支援事業者に対して出資を行う場合

Q76-1 附属明細書における各明細の様式又は記載内容は、具体的にどのようなものか。  
 (中 略)

(19) 開示すべきセグメント情報

(単位：千円)

区 分	附属病院	△△ 研究 所	附属 学校				
				小 計	出資 事業等	法人共通	合 計
業務費用							
業務費							
教育経費							
研究経費							
診療経費							
教育研究支援経費							
受託研究費							
共同研究費							
受託事業費等							
人件費							
一般管理費							
財務費用							
雑損							
小 計							
業務収益							
運営費交付金収益							
学生納付金収益							
附属病院収益							
受託研究収益							
共同研究収益							
受託事業等収益							
寄附金収益							
財務収益							
雑益							
小 計							
業務損益							
土地							
建物							
構築物							
：							
その他							
帰属資産							

(記載上の注意)

- ① 業務費用は各セグメントの業務実施により発生した業務費用合計とする。
- ② 業務収益は各セグメントの業務実施により発生した業務収益合計とする。
- ③ 業務損益は業務収益と業務費用の差額を記載するものとする。業務損益の合計は損益計算書の

経常損益と一致する。

- ④ 各セグメントの主な区分方法を注記すること。
- ⑤ 出資事業セグメントには、産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業等が該当する。
- ⑥ 帰属資産は各セグメントの業務実施に必要となる資産の額を記載すること。また、その内訳として土地、建物、構築物のほか、法人全体としての科目残高が貸借対照表の総資産の10%を超える資産科目について記載すること。
- ⑦ 帰属資産については⑥のほか、産業競争力強化法第21条の規定に基づき国立大学法人等が行う出資事業に伴い取得した有価証券(関係会社株式、その他の関係会社有価証券)を区分して記載すること。
- ⑧ 業務費用及び業務収益のうち各セグメントに配賦しなかったもの及び各セグメントへ配賦不能な一般管理費については、法人共通の欄に記載し、その金額及び主な内容を注記すること。財務費用は、関連するセグメントが特定できる場合は、当該セグメントに計上すること。
- ⑨ 帰属資産のうち各セグメントに配賦しなかったものは、法人共通の欄に記載し、その金額及び主な内容を注記すること。現金預金は、原則として法人共通に計上するが、当該資産を管理するセグメントに計上することができる。
- ⑩ 目的積立金の取崩しを財源とする費用が発生した場合は、その旨及び各セグメント別の金額を注記すること。
- ⑪ 減価償却費、損益外減価償却相当額、損益外減損損失相当額、損益外有価証券損益相当額(確定)、損益外有価証券損益相当額(その他)、損益外利息費用相当額及び損益外除売却差額相当額並びに引当外賞与増加見積額及び引当外退職給付増加見積額は、各セグメント別の金額を注記すること。
- ⑫ セグメント情報の記載に当たっては、業務費用の配分方法、資産の配分方法等について継続性が維持されるように配慮する。なお、記載対象セグメント、業務費用の配分方法、資産の配分方法等を変更した場合には、その旨、変更の理由及び当該変更がセグメント情報に与えている影響を記載する。ただし、セグメント情報に与える影響が軽微な場合には、これを省略することができる。
- ⑬ 附属病院セグメントを記載する場合、人件費は、勤務実態により記載するが、附属病院帰属の教員、コ・メディカル、職員の人件費は、帰属により計上し、必要に応じ補正する。医学部臨床系帰属教員の人件費は、勤務時間に相当する人件費を附属病院セグメントと医学部等のその他セグメントに区分するが、把握不能な時間がある場合は、医学部等のその他セグメントに計上する。医学部基礎系、研究所等帰属教員の人件費は、帰属するセグメントに区分するが、病院における勤務時間に相当する人件費は附属病院セグメントに計上する。
- ⑭ 附属病院セグメントを記載する場合、附属病院セグメントにおける教育経費は、卒後臨床研修、専門医研修、附属病院において企画立案管理される公開講座及びOJT以外の研修に要する経費とする。研究経費は、病理部における臨床研究やプロジェクト研究など、附属病院として組織又はプロジェクトとして実施される研究に要する経費とする。また、一般管理費は、管理業務を行う管理課・総務課等に要する経費(医事課を除く。)、病院運営会議の運営に要する経費等の管理経費及び附属病院の業務経費のうち、他の区分に属さない業務経費を対象とする。
- ⑮ 附属病院セグメントを記載する場合、附属病院セグメントにおける運営費交付金収益は、標準運営費交付金、附属病院運営費交付金、教育研究診療経費及び特別経費などのうち附属病院において使用されると考えられるものに関する収益化額を計上する。学内プロジェクト又は運営財源の不足などにより附属病院に関する学内予算がこれと異なる場合は、その差異の理由及び金額について注記する。
- ⑯ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人におけるセグメント情報は、原則として次の様式により開示する。

区分	A大学					B大学					出資事業等	法人共通	合計
	附属病院	△△研究所	附属学校	…	小計	附属病院	△△研究所	附属学校	…	小計			
業務費用													
業務費													
教育経費													
研究経費													
診療経費													
教育研究支援経費													
受託研究費													
共同研究費													
受託事業費等													
人件費													
一般管理費													
財務費用													
雑損													
小計													
業務収益													
運営費交付金収益													
学生納付金収益													
附属病院収益													
受託研究収益													
共同研究収益													
受託事業等収益													
寄附金収益													
財務収益													
雑益													
小計													
業務損益													
土地													
建物													
構築物													
：													
その他													
帰属資産													

開示すべきセグメント情報以外の附属明細書関連

(17) - 2 補助金等の明細

(単位：千円)

名称	交付元	経費の別	期首残高	当期交付額	当期振替額						期末残高	摘要	
					建設見返等	仮補助金	勘定補助金	資産見返補助金等	資本剰余金	長期預り補助金等			収益
合計		直接経費											
		間接経費											
		計											

(記載上の注意)

- ① 「名称」欄は、補助金等の交付決定の区分ごとにその名称を記載すること。
- ② 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ③ 「当期交付額」欄には、当期に交付された補助金等の額を記載すること（未収金計上額を含む。）。
- ④ 「その他」欄には、補助金等の返還がある場合等、当期振替額の各項目に該当しない項目の金額を記載するとともに、その内容について摘要欄に記載すること。
- ⑤ 収益計上の合計額が損益計算書の補助金等収益の額と一致しない場合には、その旨、その理由及びその金額を注記すること。
- ⑥ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。

(中 略)

(20) - 2 寄附金の受入額の明細

区 分	当期受入額	件数	摘 要
	(千円)	(件)	
合 計			

(記載上の注意)

- ① 当事業年度において受け入れた寄附金(現物寄附を含む。)の明細を記載すること。
- ② 区分は、上記(19)のセグメント区分に従い記載すること。当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分についてはその他として一括して記載すること。セグメント情報の開示を行っていない場合は、区分の必要はない。
- ③ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、上記(19)のセグメント区分に従い大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。各小計区分の中で当期受入額が70%になるまで金額が多い順に記載し、それ以外のセグメント区分については

その他として一括して記載すること。

- ④ 現物寄附がある場合には、摘要欄にその金額、件数などの概要を記載すること。

(21) 受託研究の明細

(単位：千円)

委託者	経費の別	期首残高	当期受入額	受託研究収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				
独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社等	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				
合計	直接経費				
	間接経費				

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受受託研究費及び損益計算書に計上された受託研究収益のうち受託研究に係る明細を記載すること。
- ② 「委託者」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
- ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。
- ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
- ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。
- ⑦ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。

(22) 共同研究の明細

(単位：千円)

共同研究契約の相手方	経費の別	期首残高	当期受入額	共同研究収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				

独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社等	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				
合計	直接経費				
	間接経費				

(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受共同研究等及び損益計算書に計上された共同研究収益に係る明細を記載すること。
- ② 「共同研究の相手方」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
- ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。
- ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
- ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。
- ⑦ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。

(23) 受託事業等の明細

(単位：千円)

委託者等	経費の別	期首残高	当期受入額	受託事業等収益	期末残高
国	直接経費				
	間接経費				
地方公共団体	直接経費				
	間接経費				
独立行政法人	直接経費				
	間接経費				
国立大学法人	直接経費				
	間接経費				
株式会社	直接経費				
	間接経費				
その他	直接経費				
	間接経費				
合計	直接経費				
	間接経費				



(記載上の注意)

- ① 貸借対照表に計上された前受受託事業費等及び損益計算書に計上された受託事業等収益の明細を記載すること。
- ② 「委託者等」は、国、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人、株式会社等、その他の別を記載すること。
- ③ 「経費の別」欄には、直接経費、間接経費の別を記載すること。
- ④ 「地方公共団体」には、地方自治体が資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人（地方自治法施行令第140条の7第1項）を含む。これらには地方独立行政法人、地方三公社、第三セクター等がある。
- ⑤ 「国立大学法人」には、大学共同利用機関法人を含めること。
- ⑥ 「株式会社等」は、会社法に規定する株式会社及び持分会社を指すが、④に規定する第三セクターは含めない。
- ⑦ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。

(24) 科学研究費補助金の明細

(単位：千円)

種 目	当期受入	件 数	摘 要
	( )		
	( )		
	( )		
合 計	( )		

(記載上の注意)

- ① 本明細は、文部科学省又は独立行政法人日本学術振興会から交付される科学研究費補助金及び以下の条件を満たすもの及びこれと同等のもの（以下「科学研究費補助金等」という。）を記載対象とする。
  - (ア)「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」が適用されること。
  - (イ)補助事業者が個人又はグループであること。
  - (ウ)補助事業者を公募により決定されること。
  - (エ)補助事業者の属する機関等により経理を行うことを義務付けられていること。
- ② 当該年度において受け入れた科学研究費補助金等の明細を記載すること。
- ③ 種目は、科学研究費補助金等の研究種目等に従い記載すること。
- ④ 間接経費相当額を記載し、直接経費相当額については、外数として括弧内に記載すること。
- ⑤ 2以上の国立大学を設置する国立大学法人の場合は、大学別及び法人共通に区分して記載するものとし、各小計欄を設けること。